

第3次
北広島市犯罪のない安全で安心な
まちづくり推進計画の見直し
(検討案)

計画期間 2020年度～2024年度

北 広 島 市

目 次

第1章 推進計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象範囲	2
4 市民等の意見の反映	2
5 計画期間	2

第2章 犯罪等の現状

1 道内及び市内における犯罪(刑法犯)認知件数	3
2 市内及び厚別区の重点犯罪の認知件数	6
3 市内の不審者情報(子どもへの声かけ等)	9
4 厚別警察署管内の特殊詐欺発生状況	9
5 道民の犯罪に対する意識調査	10

第3章 犯罪発生の背景と要因

1 地域コミュニティの機能低下	12
2 規範意識の低下	12
3 情報化社会の進展による犯罪の誘発	12
4 社会経済環境の変化	12

第4章 推進計画の基本的考え方と目標

第1節 推進計画の基本的考え方

1 自分の安全は自分で守るという意識の醸成	13
2 地域における防犯活動の推進	13
3 犯罪の起きにくい環境づくり	13
4 防犯上配慮を要する者への安全確保	13

第2節 計画の基本目標

1 数値目標の設定	14
-----------	----

第5章 安全で安心なまちづくりに向けて

1 市の取組み	
(1) 施策 1:防犯意識の普及と啓発	15

(2) 施策 2: 地域における防犯活動の推進市民活動への支援	15
(3) 施策 3: 犯罪が起こりにくい環境づくり	15
(4) 施策 4: 防犯上配慮を要する者への安全確保	15
◇1. 学校等における安全対策	16
◇2・高齢者・障がい者の安全対策	16
◇3・子ども・女性の安全確保の対策	17
(5) 施策 5: 暴力団の排除	17

2 市民の取組み

(1) 身の回りの安全対策	19
(2) 地域における安全対策	19
(3) 街路灯(防犯灯)の整備	19
(4) 知識習得のための防犯講座等への参加	19
(5) 地域ぐるみの防犯活動	19
(6) 暴力団を利用しない	19

3 事業者の取組み

(1) 施設等への安全対策	20
(2) 従業員への啓発	20
(3) 地域の一員としての取組み	20
(4) 暴力団を利用しない	20

第6章 推進計画の実施にあたって

1 庁内推進体制の整備	21
2 推進会議の設置	21
3 計画の見直し	21
4 計画の推進体制	22

資料編

- 資料1: 北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例
- 資料2: 北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議規則
- 資料3: 北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議委員名簿
- 資料4: 北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進委員会設置規程
- 資料5: 北広島市暴力団の排除の推進に関する条例
- 資料6: 用語集

第1章 推進計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

安全に安心して暮らせることは、市民の願いであります。犯罪のない安全で安心な地域社会の実現は、市民生活や社会経済発展の基盤となるものです。

当市では、安全で安心して生活することができる地域社会の実現を図るために、平成21年4月1日に「北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」（以下「条例」という。）を施行し、条例に基づき、『第2次北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画』（計画期間：平成27年度から平成31年度までの5年間）を策定して、関係機関、団体と連携を図りながら防犯活動を展開してきました。

市や地域では、この計画に基づき、市民の防犯意識の向上や子どもや高齢者をはじめとする市民の安全確保などに取り組むとともに、自主防犯活動団体や青色回転灯パトロール隊などの自主的な活動により、過去10年間の推移をみると、治安状況は改善されてきております。

市内の犯罪（刑法犯）認知件数は、平成15年以降減少を続け、平成27年には最小となるなど成果を上げることができました。

しかし、市民の身近で発生し不安感の高い窃盗や車上ねらい、子どもたちに対する不審者からの声かけなども後を絶たない状況です。

また、インターネットや携帯電話などを利用した新たな犯罪のほか、高齢者などを狙った特殊詐欺なども手口が巧妙化しております。

近年、核家族化や少子高齢化の進行、都市化の進展に伴い、地域におけるコミュニティ意識の希薄化が進み、犯罪が発生しやすい環境を生み出す一因になっております。

このため、市民一人ひとりがしっかりと防犯意識を持ち、行政機関、事業者と連携しながら、地域の生活環境を犯罪が発生しにくいものへと改善していくことが重要です。

犯罪に対する道民の意識調査（平成29年度）によると、犯罪被害への不安感を抱いている方の割合は、46.3%と、前回実施した平成27年度と比べ9.3ポイント改善しておりますが、犯罪被害に遭う不安を感じている人の割合は約半数おり、安全で安心な暮らしが実感できていない状況となっています。

については、現計画期間が平成31年度をもって終了することから、現計画を基本としつつ、犯罪情勢や社会情勢の変化などを踏まえた中で見直しを行い、新たな「第3次北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画（2020年度～2024年度）」を策定し、犯罪のない安全で安心な暮らしを実感できる地域社会を目指すこととします。

2 計画の位置づけ

「第5次北広島市総合計画」をはじめ、関連する他の計画との整合性を図ったうえで策定します。

「第5次北広島市総合計画」では、「希望都市」、「交流都市」、「成長都市」の3つの将来都市像を定めており、本計画は基本目標の1つである「環境・安全」(美しい環境につつまれた安全なまち)の分野において、『防犯対策の推進』が重要な施策として位置付けられています。

3 計画の対象範囲

犯罪には様々なものがありますが、この計画では、市民が日頃から不安を抱いている空き巣ねらい等の窃盗事件や子ども・高齢者に対する犯罪など市民の身近な場所で発生する犯罪を対象とし、これらの犯罪を未然に防止する施策の推進や防犯意識の向上を図っていくこととします。

なお、火災や地震などの災害、環境保全といった分野については、個別の法令や条例などにより体系化された施策による推進が図られていることを踏まえ、本計画の対象範囲には含めないこととします。

4 市民等の意見の反映

この計画は、条例第12条の規定による「北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」やパブリックコメントにおいて、市民等の意見を参考に策定したものです。

5 計画期間

この推進計画の計画期間は、2020年度から2024年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢等の変化に柔軟に対応するため、計画期間の途中であっても必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 犯罪等の現状

1 道内及び市内における犯罪(刑法犯)認知件数の推移

道内及び市内で発生した犯罪認知件数は、平成 15 年以降連續して減少しており、市内における平成 27 年中の刑法犯認知件数は、平成 20 年以降で最も少なく、平成 20 年と比べると 351 件減少しています。しかし、平成 28 年からは刑法犯の認知件数が増加しております、依然として刑法犯の大半が窃盗犯で、全体の 7 割以上を占めています。

【単位：件】

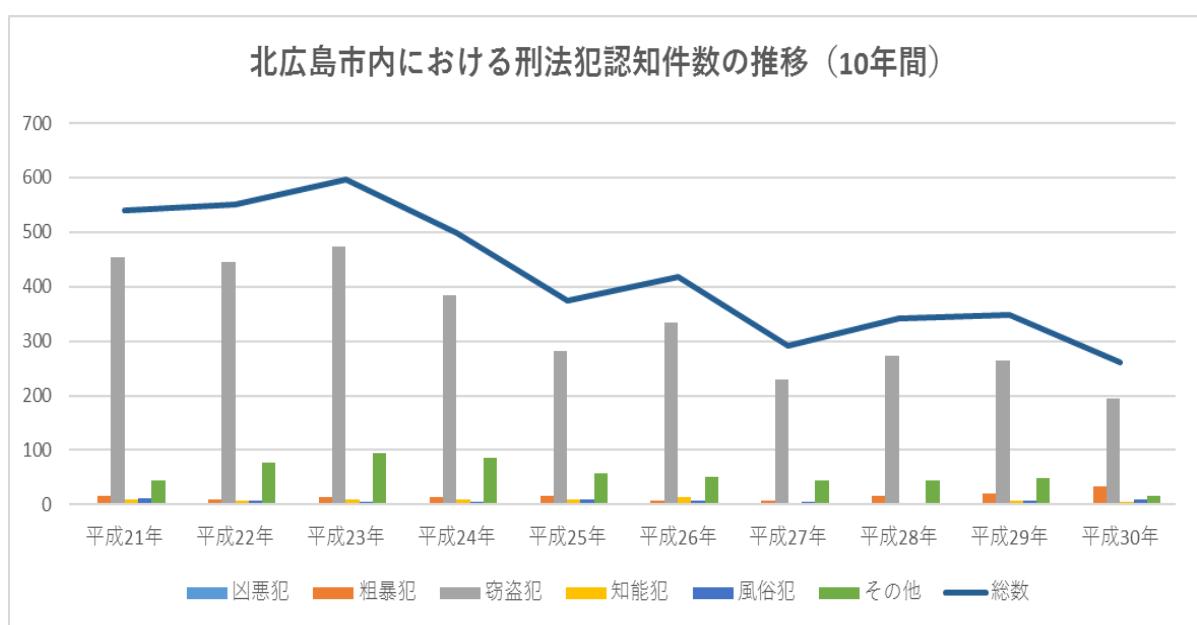
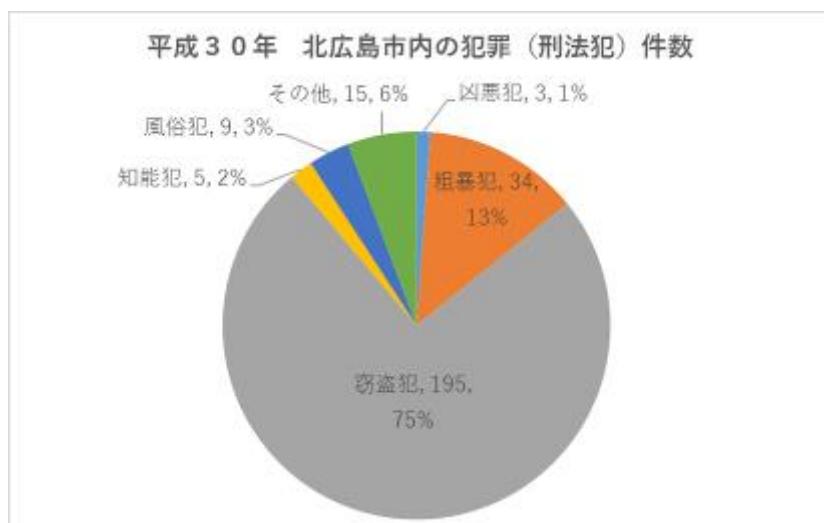
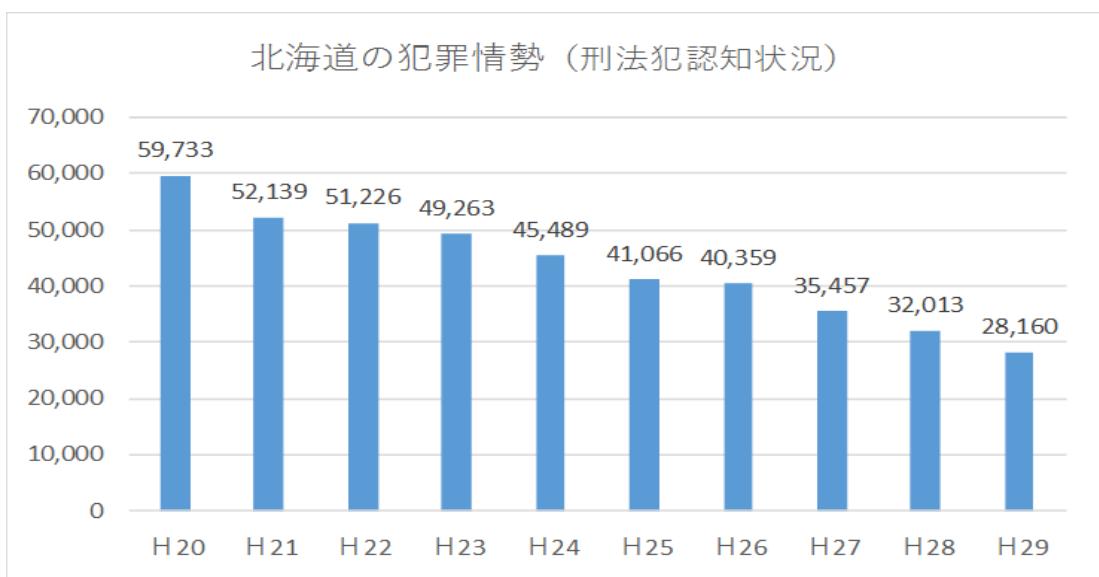
		刑法犯							重要 犯罪	重要 窃盗
	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他			
北海道	平成 21 年	52,139	280	1,878	40,165	1,337	483	7,996	509	5,586
	平成 22 年	51,226	291	1,827	39,264	1,125	536	8,183	523	5,096
	平成 23 年	49,263	243	1,861	36,724	1,181	576	8,678	472	5,029
	平成 24 年	45,489	262	2,188	32,671	1,056	704	8,608	832	4,654
	平成 25 年	41,066	243	2,278	28,260	1,194	890	8,201	559	4,177
	平成 26 年	40,359	210	2,386	27,649	1,198	890	8,026	444	4,082
	平成 27 年	35,457	184	2,173	23,784	1,126	958	7,232	493	3,879
	平成 28 年	32,013	173	2,484	21,178	933	811	6,434	397	3,347
	平成 29 年	28,160	155	2,814	18,282	985	767	5,157	351	2,579
	平成 30 年									
北広島 市	平成 21 年	540	4	16	453	10	12	45	13	32
	平成 22 年	550	1	10	446	8	8	77	4	58
	平成 23 年	597	1	14	473	9	6	94	2	55
	平成 24 年	499	0	14	385	9	6	85	6	39
	平成 25 年	375	2	16	281	9	9	58	3	41
	平成 26 年	419	3	8	334	14	8	52	6	58
	平成 27 年	292	1	7	230	4	5	45	2	24
	平成 28 年	342	2	17	274	3	2	44	3	52
	平成 29 年	348	1	21	264	7	7	48	3	28
	平成 30 年	261	3	34	195	5	9	15	6	30

資料：北海道警察

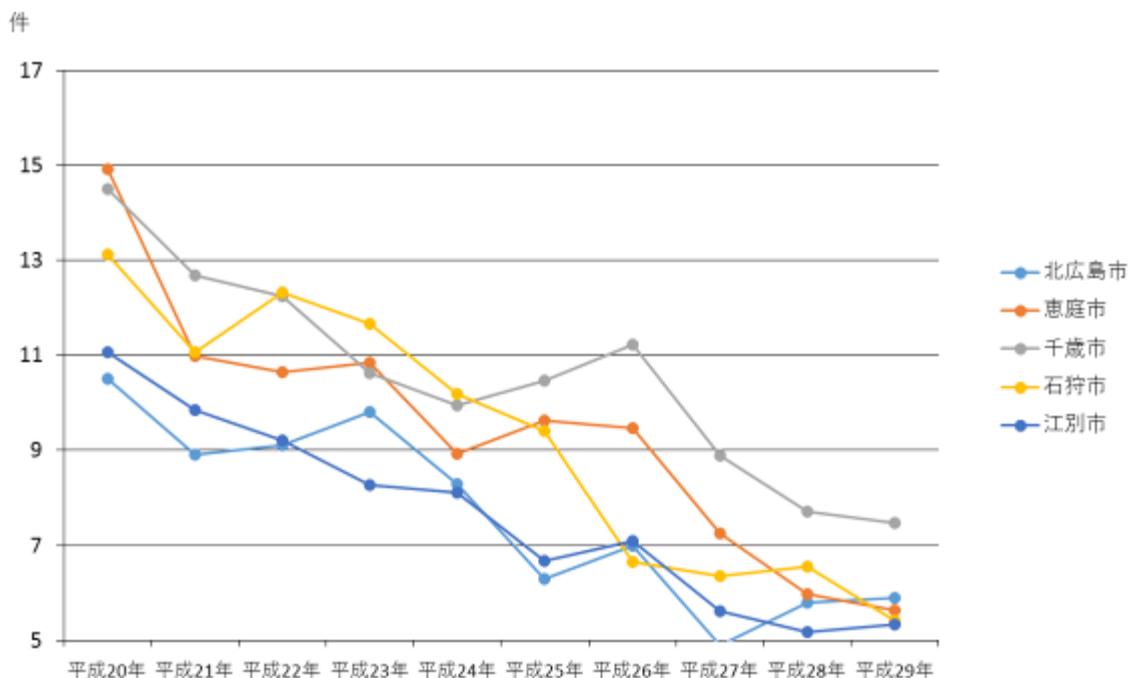
※重要犯罪～殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買、強制わいせつ

※重要窃盗～侵入盗、自動車盗、ひったくり、すり

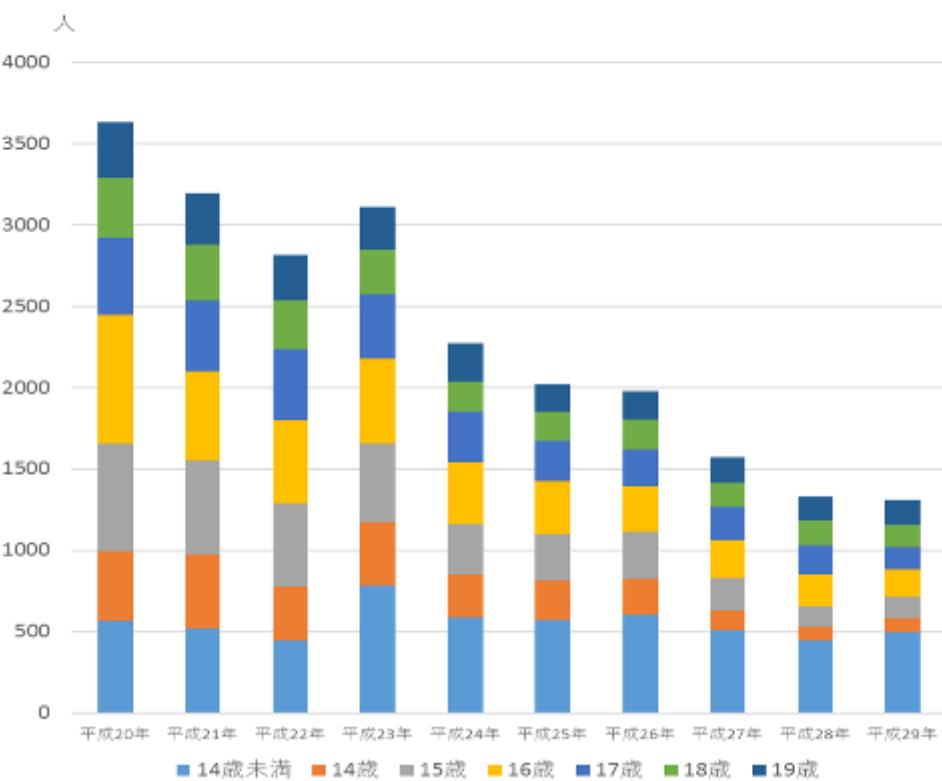
※その他～公務執行妨害、器物破損、逮捕監禁、住居侵入など



参考：近隣市の犯罪（刑法犯）認知件数（人口1千人当たり）



参考：道内の刑法犯少年の年齢別推移



少年の刑法犯の検挙・補導状況を年齢別で見ると、平成 29 年は、14 歳未満が 38.1%、16 歳が 13.1%、15 歳が 10.2%、17 歳が 10.5% となっています。

特に、平成 23 年から 14 歳未満の検挙・補導の割合が高くなってきており、犯罪の低年齢化率が進んでいる状況です。

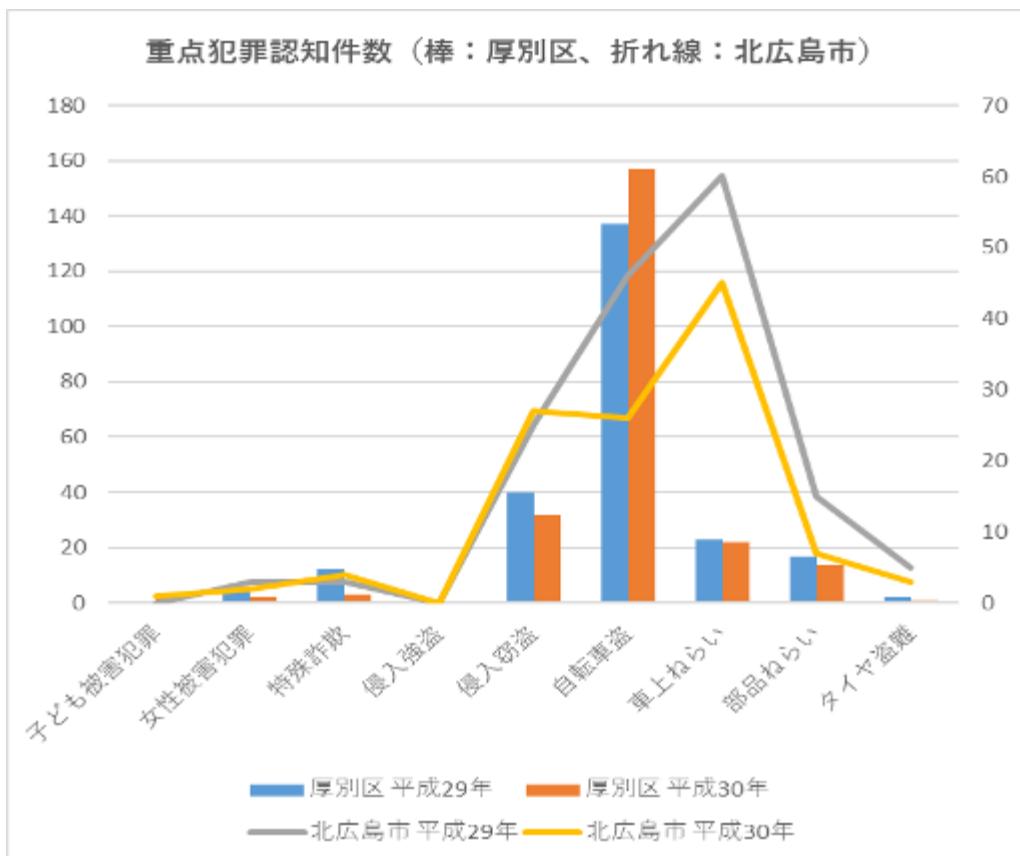
2 市内及び厚別区の重点犯罪の認知件数

身近で発生する市民が最も不安を感じている市内の街頭犯罪等の発生状況は平成 29 年と平成 30 年を比べると減少しています。平成 30 年においては、車上狙いが約 36%、侵入窃盗が約 23%、自転車盗難が約 21%で、全体の約 80%を占めています。

【単位：件】

		総数	子ども被害犯罪	女性被害犯罪	特殊詐欺	侵入強盗	侵入窃盗	自転車盗	車上狙い	部品狙い	タイヤ盗
北広島市	平成 29 年	164	0	4	4	0	27	46	61	16	6
	平成 30 年	127	6	2	1	0	29	26	45	7	11
厚別区	平成 29 年	244	2	8	5	0	44	138	25	19	3
	平成 30 年	257	14	4	4	0	36	159	22	14	4

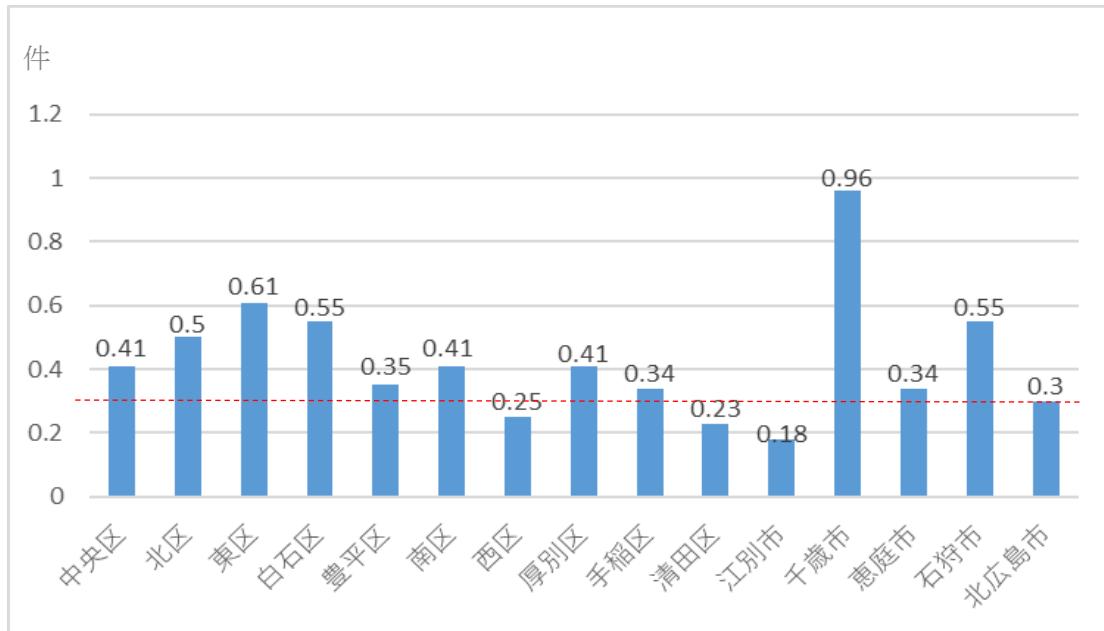
資料：北海道警察厚別警察署



参考：近隣市・区の住居対象の
平成 29 年 侵入窃盗犯罪認知件数状況

市・区	世帯数	認知件数	1千世帯当たり 認知件数
札幌市中央区	138,157	56	0.41
〃 北区	149,384	74	0.50
〃 東区	140,160	85	0.61
〃 白石区	119,225	65	0.55
〃 豊平区	123,015	43	0.35
〃 南区	72,407	30	0.41
〃 西区	111,026	28	0.25
〃 厚別区	63,929	26	0.41
〃 手稲区	67,856	23	0.34
〃 清田区	52,574	12	0.23
江別市	56,061	10	0.18
千歳市	47,901	46	0.96
恵庭市	32,304	11	0.34
石狩市	27,370	15	0.55
北広島市	27,095	8	0.30

資料：北海道警察

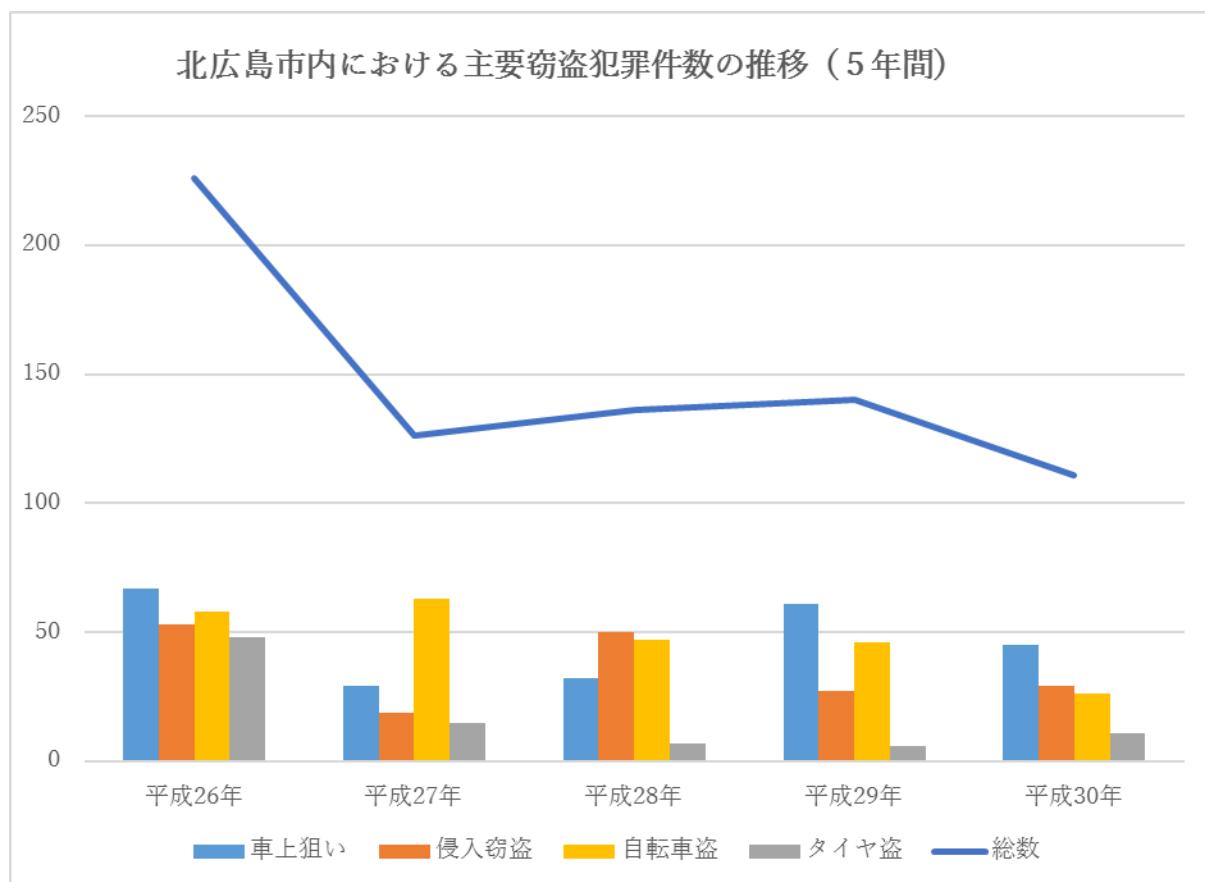


身近で発生する市民が最も不安を感じている侵入窃盗犯罪の認知件数を見ると、北広島市は他市・区に比べて少ないです。

参考:重点犯罪のうち、直近5年間の主な窃盗犯罪件数(北広島市)

	総数	車上狙い	侵入窃盗	自転車盗	タイヤ盗
平成26年	226	67	53	58	48
平成27年	126	29	19	63	15
平成28年	136	32	50	47	7
平成29年	143	61	27	46	6
平成30年	111	45	29	26	11

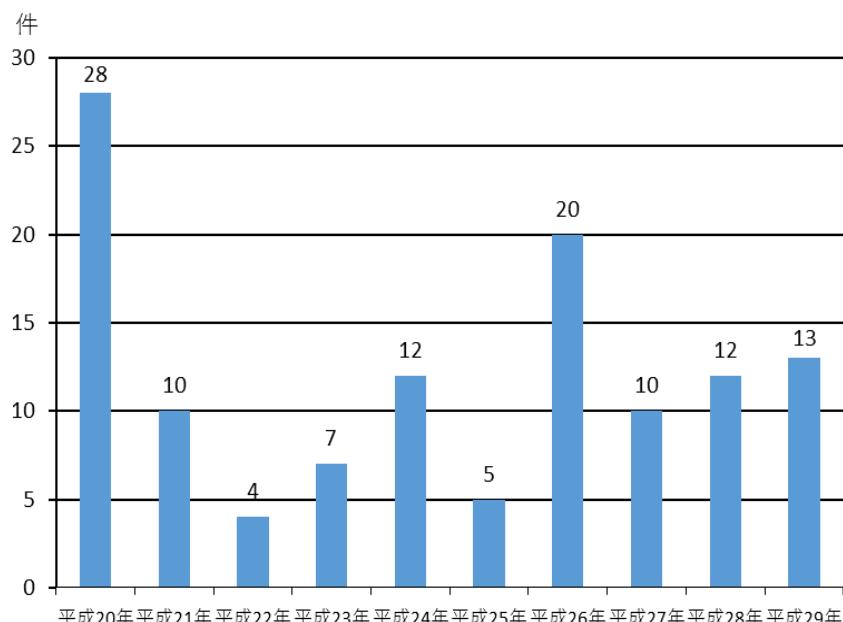
資料:北海道警察厚別警察署



3 市内の不審者情報(子どもへの声かけ等)

市内の不審者情報は、過去10年以内では平成22年が最小となっていますが、近年においては増加傾向です。

年度	情報件数
平成20年	28件
平成21年	10件
平成22年	4件
平成23年	7件
平成24年	12件
平成25年	5件
平成26年	20件
平成27年	10件
平成28年	12件
平成29年	13件



資料：北広島市教育委員会
(子どもS・C通信発行数)

4 厚別警察署管内の特殊詐欺発生状況

厚別警察署管内における特殊詐欺の発生状況は、ここ数年で被害件数が増減を繰り返しており、被害総額は平成29年まで減少していたが、平成30年には増加した。

	振り込め詐欺				振り込め詐欺以外		合計	被害総額
	オレオレ詐欺	架空請求詐欺	融資保証金詐欺	還付金等詐欺	ギャンブル必勝	その他		
平成26年	2件	4件	1件	0件	2件	0件	9件	38,170,080円
平成27年	4件	5件	0件	1件	0件	0件	10件	30,442,000円
平成28年	2件	2件	1件	0件	0件	0件	5件	22,385,081円
平成29年	4件	2件	0件	3件	0件	0件	9件	11,920,754円
平成30年	2件	1件	2件	0件	0件	0件	5件	32,301,056円

資料：北海道警察厚別警察署

5 道民の犯罪に対する意識調査

北海道が平成29年8月に道内の満20歳以上の個人1,500人を調査対象に実施した「犯罪のない安全で安心な地域づくりについて」、犯罪に対する意識調査結果は、次のようになりました。

道内における平成29年度中の刑法犯認知件数は2万8,160件で、平成15年から15年連続で減少しており、数値的には治安は改善傾向にありますが、平成29年度の道民の犯罪に対する意識調査の結果からは、犯罪被害に遭うのではないかと不安を感じることのある人の割合（「よくある」、「たまにある」と回答した人）は46.3%と前回実施した平成27年度と比べ9.3ポイント改善しておりますが、不安を感じることのある人の割合は未だ約半数おり、体感的には実感できていない状況となっております。

具体的に不安を感じる犯罪の種類については、「空き巣などの侵入犯罪」「子どもの連れ去りやいたずら」「ひったくりや路上強盗」等が上位を占めています。

また、地域を犯罪から守るために活動や対策としては、「街灯等の設置」「防犯カメラの設置」「防犯パトロール」が必要だと考える人の割合が高い状況にあります。

【調査結果】

- 調査標本数 1,500 サンプル
- 有効回収数(率) 755 サンプル 50.3%

① 不安を感じる犯罪の種類

犯罪被害に遭うのではないかと不安を感じる犯罪の種類として「空き巣などの侵入犯罪」が 54.6%、「子どもの連れ去りやいたずら」47.4%、「暴行、傷害などの身体的犯罪」46.0%、「ひったくりや路上強盗」が 45.7%となっており、これらの犯罪が上位に位置しました。

② 不安を感じる要因

犯罪被害に遭うのではないかと不安に感じる要因については、「テレビや新聞などで事件がよくとりあげられているから」が 56.6%、「生活エリア内に防犯カメラがないから」が 44.3%、「身近なところで事件がおきているから」が 42.6%となっています。

③ 地域を犯罪から守るために必要な活動等

地域を犯罪被害から守るために、どのような活動や対策が必要かについては「街灯等の設置」が 64.4%、「防犯カメラの設置」が 62.8%、「防犯パトロール」が 45.8%、となっており、これらに次いで「交番の増設や警察官によるパトロール強化」が 43.3%、「隣

近所への見守り、声掛け運動」が 42.2%となっています。このことから、街灯や防犯カメラの設置のほかに防犯パトロールの必要性を考える人が多いことが伺えます。

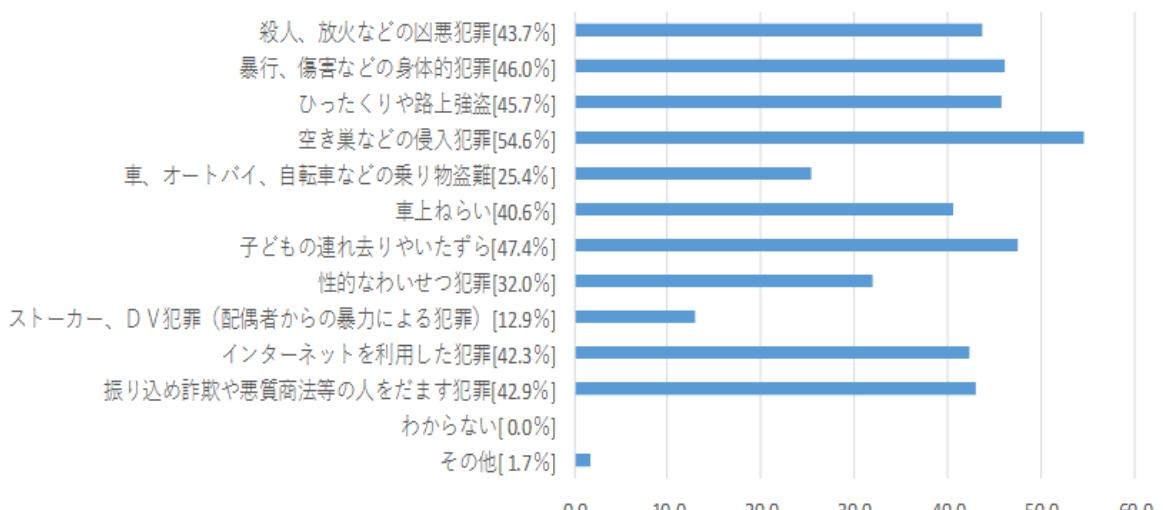
④ 防犯活動団体等への参加状況

「地域を犯罪被害から守るために、どのような団体で活動に参加していますか」の問い合わせについては、「参加していない(または参加したことがない)」が 41.6%で、平成 27 年度に実施した前回の調査結果(53.4%)と比べると 11.8 ポイントと改善しておりますが、約 4 割の人が防犯活動への参加経験がありません。

また、参加経験がある人については「町内会」が 39.6%、「学校・PTA」が 22.8%となっております。前回の調査結果と比べますと、前者が 10.7 ポイント、後者が 2.6 ポイント改善され、犯罪被害から守るために実際の活動に参加している人が増えている状況となっています。



不安感を感じる犯罪の種類（H29）



第3章 犯罪発生の背景と要因

今までの社会情勢の変化は、犯罪の発生に大きな影響を及ぼしています。犯罪が発生する要因や背景としては、一般的には以下のことが考えられます。

1 地域コミュニティの機能低下

近年の少子・高齢化の進展に伴う核家族化、生活用紙多様化などにより、地域コミュニティが低下してきており、地域の人間関係が薄れて周囲の生活などに対して無関心な傾向が強まっています。このような地域社会の一体感や連帯意識の希薄化が犯罪の起きやすい環境を生み出していると考えられます。

また、高齢者のみの世帯が増加しており、家族や地域における見守り機能が弱まっていると考えられます。

2 規範意識の低下

近年の急激な社会経済環境の変化などを背景に、他人を思いやる心や規範意識が希薄化しています。例えば、ゴミの収集日や分別方法を守らないなど、社会の最低限なルールにも従おうとしない自己中心的な風潮は、社会全体の規範意識の低下を生み出しています。こういった大人社会における規範意識の低下は、他人を尊重する心や我慢する心を欠いた若者たちを生み出す一因ともなっており、罪を犯すことへの心理的抵抗感が弱まっています。

3 情報化社会の進展による犯罪の誘発

高度情報化社会の急速な進展によるインターネットや携帯電話などの普及は、私たちの生活を豊にしている反面、オークション詐欺や出会い系サイトによる犯罪という新たな犯罪の手口となって現れ、大きな社会問題となっています。

これらの犯罪の特徴は、犯人を特定することが難しく、手口も多様化・巧妙化し益々複雑化し、犯罪に巻き込まれるリスクが拡大しています。

4 社会経済環境の変化

社会経済環境が不安定なことによるストレス社会は、対人関係において人とのコミュニケーション不足から自己中心的な考え方が多くなることなどから、罪を犯すことへの心理的抵抗感が小さくなっていると考えられます。

第4章 推進計画の基本的考え方と目標

第1節 推進計画の基本的考え方

『犯罪を未然に防ぎ防犯性の高いまちづくりは、「自分のことは自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」といった市民意識を基盤として、犯罪を起こさないための環境づくりを行政、市民、事業者、関係団体等が連携して進めていくことが大切です。』

特に社会の宝である子どもたちの安全は、親と大人が責任をもって正義感や思いやりの心を育み、青少年を健全に育成していく環境と地域力を高めていく必要があります。

これらを踏まえ、計画の推進にあたっては、北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例に基づき、『市民や事業者、訪れるすべての人々が安全で安心して生活することができる地域社会の実現』を図ることを目標とし、次の4点を基本的な考え方として取組みを進めます。

1 自分の安全は自分で守るという意識の醸成

安全な環境で安心して暮らせるまちづくりの原点は、家庭を基盤として、まず市民自らが「自分の安全は自分で守る」という自主的な防犯意識を育てていくことが大切です。

2 地域における防犯活動の推進

地域の安全を確保していくためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のうえに、地域防犯活動への積極的な参加により、地域の防犯力を高めていくことが重要です。

3 犯罪の起きにくい環境づくり

安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、行政、市民、事業者、関係団体が連携し、情報の共有化を図り、犯罪を誘発、助長させない環境づくりが必要です。

4 防犯上配慮をする者への安全確保

犯罪の被害にあわないためには、「自分の安全は自分で守る」ということは重要であるが、子どもや女性、高齢者等は犯罪被害の対象となりやすく、安全を確保するためには特別な配慮が必要です。

第2節 計画の基本目標

1 数値目標の設定

『市民や事業者、訪れるすべての人々が安全で安心して生活することができる地域社会の実現』を基本目標とし、この目標を達成するために、2020年から2024年までの5年間における数値目標を次のように設定します。

項目	目標	2013(H25) 実績値	2018(H29) 実績値	2023 目標値
①犯罪発生認知件数	市内の犯罪発生件数を減少させる。	375件	348件	300件
②重点犯罪認知件数	市内の重点犯罪発生件数を減少させる。	184件	148件	120件
③不審者の発生件数	不審者出没事案を減少させる。	6件	13件	0件

① 市内の犯罪発生件数を減少させる。

第2次推進計画(H27～H31)では、犯罪発生件数数値目標を300件としていましたが、2018年の犯罪発生件数が348件となり、目標を48件上回ったことから、引き続き目標値を300件と設定します。

また、重点犯罪については、平成29年の実績値は184件、平成25年が149件となり、犯罪件数2割減となったことから、2024年についても2割減らすこと目標とし、目標値を120件と設定します。

今後も犯罪被害の防止のために、市民の防犯意識の向上や犯罪を起こさないための環境づくりなど総合的な取り組みを継続していきます。

② 不審者出没事案を減少させる。

市内の不審者情報は、過去10年の推移からは減少傾向にないことから、第3次推進計画の最終年である2024年の目標値を、前回同様の0件とします。

今後も声掛け事案などの不審者情報を関係団体や関係機関等に対し素早く情報伝達するとともに、保護者(登録者)等の携帯電話やパソコンに情報を発信し、不審者から子ども等を守る体制と、不審者が出没しにくい環境づくりを継続して行っていくことをします。

第5章 安全で安心なまちづくりに向けて

1 市の取組み

市は、犯罪の起きにくい環境で市民が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、市民、事業者及び関係機関等と連携・協働し、必要な施策の推進に取り組んでいきます。

施策1. 自主防犯意識の普及と啓発

(1) 施策の趣旨

防犯への取組みの必要性を広く市民等に理解してもらうため、関係団体と連携し、安全で安心なまちづくりに関する広報啓発活動を推進し、自主防犯意識の醸成を図ります。

(2) 施策の内容

主な取り組み	
① 市の広報媒体等による広報	市広報紙やホームページ、FMメイプルなどによる防犯意識の普及を図る
② 啓発活動	安全で安心なまちづくり推進機関を中心に集中的に啓発活動を実施する <ul style="list-style-type: none">○ 北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり市民大会」の開催○ 防犯啓発懸垂幕の作成・設置○ リーフレット等の作成と啓発活動への活用○ 防犯活動団体等との連携による啓発活動<ul style="list-style-type: none">・イベント等での防犯意識啓発の実施・街頭防犯啓発の実施・防犯講座等
③ 市民・事業者・関係機関等との連携	 <ul style="list-style-type: none">○ 市ホームページによる厚別警察署配信市内不審者出没等発生状況マップの提供(リンク)○ 北海道警察(厚別警察署)からの犯罪情報、緊急情報の提供○ 「子ども110番の家」の整備推進○ 消費生活相談の実施及び北海道警察(厚別警察署)への情報提供
④ 市職員による防犯パトロール	<ul style="list-style-type: none">○ 青色回転灯装着公用車による防犯パトロール(外勤時)○ 防犯ステッカーの公用車貼付による防犯パトロール(外勤時)

施策2. 地域における防犯活動の推進

(1) 施策の趣旨

地域における犯罪を未然に防止し、安全な環境で安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、市民や自主防犯活動団体が連携し、幅広い活動を展開していくなど、地域単位での自主的な活動が重要です。

また、犯罪の抑止効果を高めるためには、「見せる・見える防犯活動」を継続的に実施し、犯罪の機会を与えないようにすることが重要です。

(2) 施策の内容

- | |
|--------------------------------------|
| ① 地域活動への支援 |
| ○ 防犯協会連合会等への助成 |
| ○ 防犯活動団体等のネットワーク化(情報交換の促進) |
| ○ 自主防犯活動への助言等 |
| ○ 防犯資機材等の支援、貸与 |
| ② 街路灯(防犯灯)の設置及び維持管理に対する支援 |
| ○ 街路灯(防犯灯)設置費に対する補助 |
| ○ 街路灯(防犯灯)の維持管理費・修繕費に対する補助 |
| ③ 青色防犯パトロール活動の等の推進 |
| ○ 防犯ボランティア等による青色回転等装着車のさらなる普及と支援に努める |
| ○ 青色回転灯装着公用車による防犯パトロール |
| ○ 防犯ステッカーの公用車貼付による防犯パトロール |

施策3. 犯罪の起きにくい環境づくり

(3) 施策の趣旨

犯罪防止の取り組みには、犯罪を誘発、助長させない環境づくりが必要であることから、道路や公園、公共駐車場・駐輪場など各種公共施設の安全対策に努めていきます。

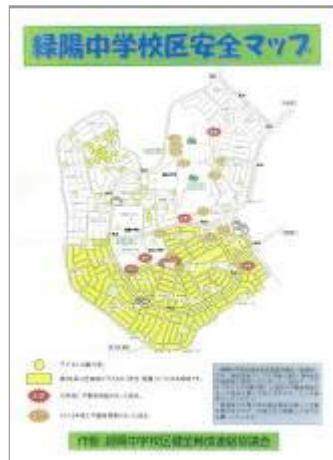
主な取り組み
① 公園等の公共施設における安全対策
○ 樹木の定期的な剪定
○ 照明灯の点検管理
○ 定期的な清掃や落書き点検
② 駐輪場等における安全対策
○ 駐輪場等の巡視パトロール
○ 放置自転車の撤去等
③ 宅地(空き地)及び空き家等の適正管理
○ 宅地(空き地)の所有者に対して、草刈り及び樹木剪定等の適正管理を促す
○ 空き家の所有者に対して、適切な管理を促す

施策4. 防犯上配慮を要する者への安全確保

(4) 施策の趣旨

◇1. 学校等における安全対策

学校における犯罪の発生を未然に防止していくため、学校（保育所・幼稚園含む）、PTA、青少年健全育成連絡協議会、保護者、地域、関係機関等との連携を図りながら、子どもの安全教育や学校施設及び通学路等の安全対策に努めていきます。

主な取り組み	
① 学校等の防犯管理体制の整備	
○ 学校危機管理マニュアルの更新と運用	
○ 学校・地域・関係機関等との連絡・連携体制の充実	
○ 不審者情報等の連絡体制の強化	
○ 小中学校校長会等での情報交換	
② 不審者からの安全確保対策	
○ 不審者侵入対策講習の実施	
○ 保護者に不審者情報メール等の配信	
○ 市ホームページに不審者出没発生状況マップを掲載	
③ 子どもへの防犯教育	
○ 児童向け防犯教室の実施	
○ 新入学児童への防犯啓発リーフレット等の作成と配布	
○ 情報モラル啓発リーフレットの作成と配布	
④ 通学路の安全対策	
○ 通学路の実態把握と安全点検	
○ 地域安全マップの作成・配布	
○ 「子ども 110 番の家」の拡充(再掲)	

◇2. 高齢者・障がい者の安全確保

高齢者などを狙った悪質な訪問販売や振り込め詐欺などの特殊詐欺被害に遭わないよう、必要な知識の普及や啓発に努めます。

主な取り組み	
① 防犯意識の普及と啓発活動	
○ 高齢者のための防犯講座等の開催	
○ 民生委員等との連携による訪問活動	

◇被害防止のポイント

- ① お金を要求する電話がかかってきたら一人で決めず必ず誰かに相談する。
- ② 「携帯電話の番号が変わった」は、元の電話番号に確認すること。

特殊詐欺の種類

振り込め詐欺	オレオレ詐欺	親族、警察官等の公務員を装って電話し、トラブル解決の弁済や借金の返済等を名目に現金をだまし取る詐欺
	架空請求詐欺	メールや電話等で有料サイトの利用料金請求や投資に絡む名義貸しトラブル解決等を装い、現金をだまし取る詐欺
	融資保証金詐欺	FAX等で融資希望者を募り、保証金、手数料等の名目で現金をだまし取る詐欺
	還付金詐欺	行政機関を装い、医療費の還付金名目で、被害者をATMに誘導し、現金をだまし取る詐欺
振り込め詐欺以外の詐欺	金融商品などの取引を名目とした詐欺	未公開株、社債等に関する資料を送りつけ、購入すれば利益が得られる等と言って、現金をだまし取る詐欺
	異性交際あっせんを名目とした詐欺	メール等で異性交際をあっせんし、虚偽の情報を提供するなどした後、会員登録料等の名目で現金をだまし取る詐欺
	ギャンブル必勝法などの情報提供を名目とした詐欺	電子メール等で、宝くじ、競馬、パチンコ等の必勝情報を提供する等と偽り、現金をだまし取る詐欺

◇3. 子ども・女性の安全確保の対策

子どもや女性を犯罪の被害から守るために、「自分の安全は自分で守る」という自主的な防犯意識の高揚を図るのみならず、行政、市民、事業者、その他関係機関が一体となった地域ぐるみで支え合う活動が促進されるよう啓発活動を推進します。

主な取り組み
<p>① 防犯意識の普及と啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 女性を対象とする犯罪を未然防止するための広報・啓発などの対策 ○ 子どもの安全を見守る運動 … 「いかのおすし」 →いかない、のらない、おおきな声を出す、すぐ逃げる、しらせる

◇ 女性の安全対策のポイント

- ① 明るく、人通りの多い道を選ぶ
- ② ヘッドホンで音楽を聴いたり、携帯電話を操作しながら歩かない
- ③ 危険を感じたら → ・逃げる ・大声を出す ・防犯グッズを活用する
- ④ ひっくり防止には → ・ショルダーバックは、たすき掛け
・ハンドバッグは建物側に持つ ・自転車かごには防犯ネット

◇ 子どもの安全対策のポイント

普段からお子さんと対処方法を話し合うことが大切です。

■ 事例（不審者による声掛け）

- お菓子を買ってあげる
- お金をあげる
- 車に乗せてあげる
- お母さんが事故に遭ったから病院に行こう

施策5. 暴力団の排除

社会全体で暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活の確保に努めていきます。
(北広島市暴力団の排除の推進に関する条例 平成26年4月1日制定)

【主な取り組み】

- 公共事業等から暴力団員及び暴力団関係事業者を排除
- 公共施設を暴力団に利用させない

2 市民の取組み

犯罪の起きにくい環境で安心して暮らせるまちづくりの原点は、「自分のことは自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」ということにはかなりません。

地域住民や自主防犯活動団体が相互に連携を深め、地域の実情にあった啓発活動を行い、地域住民一人ひとりが幅広い防犯知識を持つことで安全意識を向上させ、地域ぐるみによる積極的な防犯活動に取り組んでいくことが必要です。

(1) 身の回りの安全対策

【主な取り組み例】

- 施錠の徹底(家、車庫、車、自転車等)
- 車には貴重品を置かない
- 防犯性の高い鍵への切り替え
- 補助錠やセンサーライトなど防犯用品の活用
- 新築時や改築時に防犯ガラスへの切り替え
- 門灯、玄関灯の夜間点灯
- 住宅周辺の見通しの確保
- カメラ付インターホンへの切り替え

(2) 地域における安全対策

【主な取り組み例】

- 地域の安全点検
- ごみ拾いや落書きを消すなど、地域環境美化意識の向上
- 「子ども 110 番の家」への協力

(3) 街路灯(防犯灯)の整備

【主な取り組み例】

- 町内会・自治会での計画的な設置
- 街路灯(防犯灯)の点検と維持管理



(4) 知識習得のための防犯講座等への参加

【主な取り組み例】

- 市や警察、町内会、防犯活動団体などが行う防犯講座等への積極的な参加

(5) 地域ぐるみの防犯活動

【主な取り組み例】

- 児童生徒の通学時間帯における見守り活動
- 地域防犯協会による防犯パトロール
- 町内会・自治会・健連協・自主防犯活動団体による防犯パトロール
- 青色回転灯装着車による防犯パトロール
- 地域防犯協会や関係団体等による各種防犯啓発活動
 - ・防犯講座等の開催
 - ・各種イベントでの啓発活動
 - ・街頭防犯啓発の実施



(6) 暴力団を利用しない

【主な取り組み例】

- 暴力団の威力を利用しない
- 暴力団の活動若しくは運営に協力しない

3 事業者の取組み

事業者は、その事業を行うにあたり、犯罪の起きにくい環境で安心して暮らせるまちづくりのために必要な措置を講ずるとともに、地域住民と連携・協働して地域の防犯活動に取り組んでいくことが必要です。

また、防犯施策等の円滑な推進のために、市、市民及び関係機関等と積極的な連携が大切です。

(1)施設等の安全対策

【主な取り組み例】

- 施錠の徹底
- 防犯性の高い鍵への切り替え
- 補助錠やセンサーライトなど防犯用品の活用
- 新築時や改築時に防犯ガラスへの切り替え
- 門灯、玄関灯の夜間点灯
- セキュリティ装置の設置
- 事業所周辺の見通しの確保
- 敷地内街路灯の整備
- 夜間警備の強化

(2)従業員への啓発

【主な取り組み例】

- 従業員に対する防犯講座等の開催
- 市や警察、町内会、防犯活動団体などが行う防犯講座等への積極的な参加

(3)地域の一員としての取組み

【主な取り組み例】

- 地域の自主防犯活動団体との連携協力
 - ・新聞配達員が新聞配達中に「防犯腕章」を装着し活動する。
- 「子ども 110 番の家」への協力
- 青少年の健全育成への協力

(4)暴力団を利用しない

【主な取り組み例】

- 暴力団の威力を利用しない
- 暴力団の活動若しくは運営に協力しない

第6章 推進計画の実施にあたって

犯罪のない安全で安心な暮らしのできるまちづくりに向け、市民・事業者及び関係機関等と連携・協働し、総合的な活動を行うため、次のような推進体制の整備を図ってまいります。

1 庁内推進体制の整備

犯罪のない安全で安心な暮らしのできるまちづくりは、全庁的な協力体制のもとで取り組む必要があります。

そのため、「北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進委員会」を組織し、安全で安心なまちの実現に向けた施策の推進に努めてまいります。

2 推進会議の設置

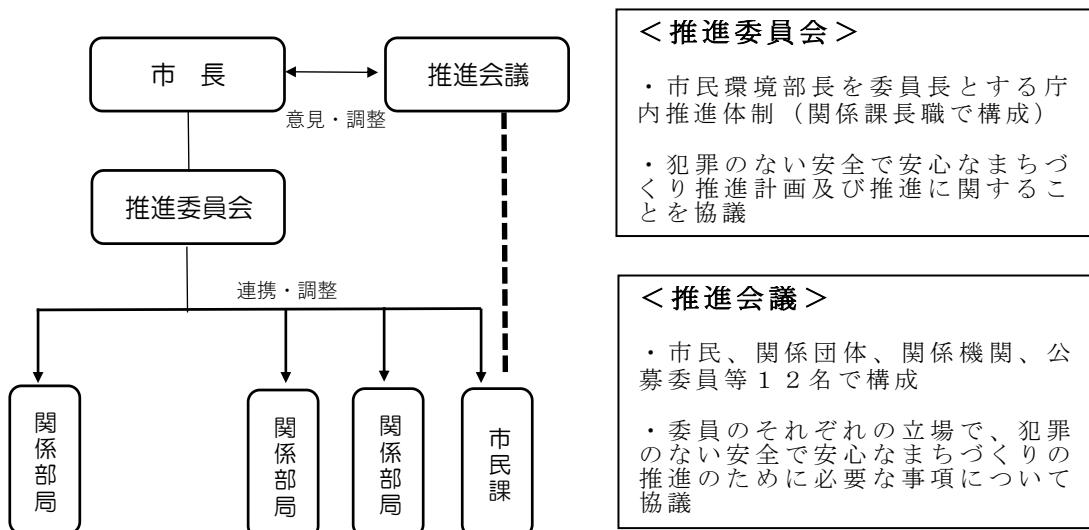
推進計画を実施するにあたっては、防犯活動団体の代表者、関係機関、公募委員等からなる「北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」を設置し、それぞれの立場で、また、連携・協働して行うべき具体的な取り組みについての意見交換や進捗状況についての検証等を行い、総合的な活動の推進に努めてまいります。

3 計画の見直し

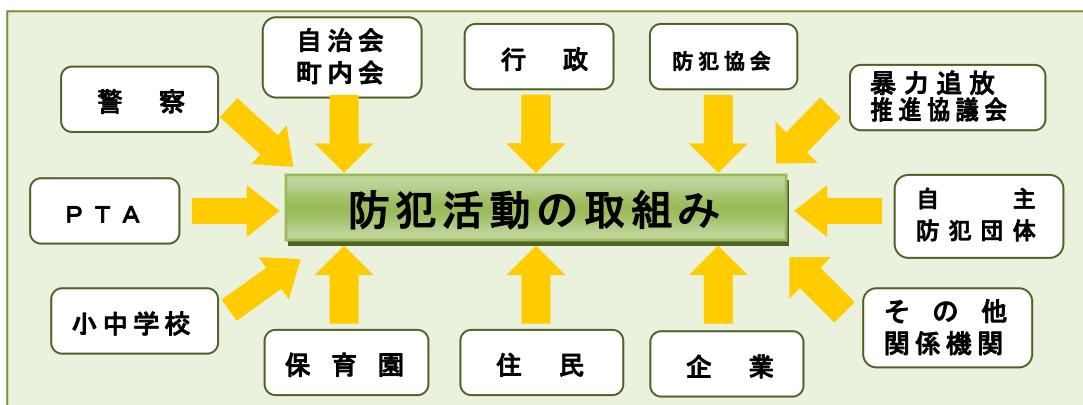
推進計画は、中間評価等により適宜見直すこととし、主な取り組みについても今後の犯罪の態様や発生状況、社会環境、市民の意識の変化等を把握し、検討を加えながら、より効果的な展開に努めてまいります。

4 計画の推進体制

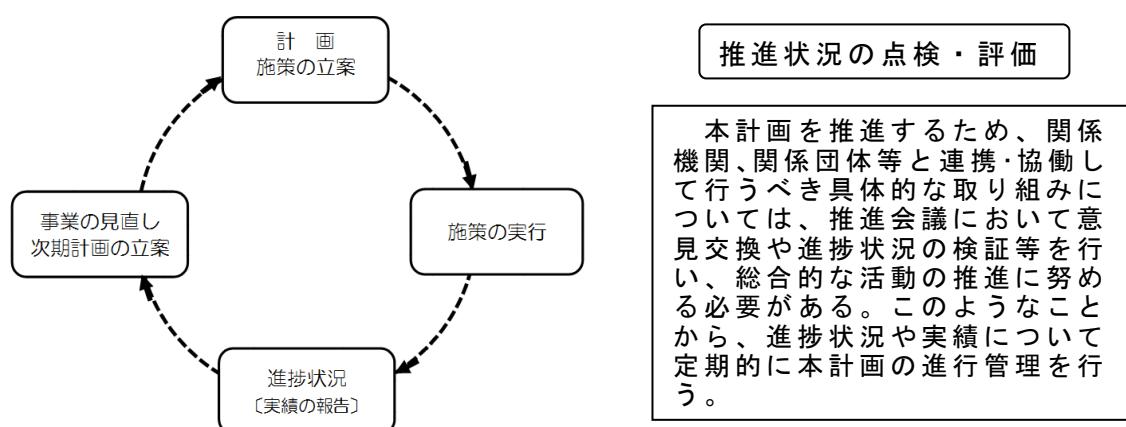
本計画を推進するために、庁内の関係部局が必要応じて適切に連携する。市全体にかかる施策や課題についても「推進会議」と意見交換、調整を図り、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進のために必要な事項については協議を行う。



（安全で安心して生活することができる地域社会の実現）



5 計画の進行管理



資料編

資料 1：北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

資料 2：北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議規則

資料 3：北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議委員名簿

資料 4：北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進委員会設置規定

資料 5：北広島市暴力団の排除の推進に関する条例

資料 6：用語集

資料 1

北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

平成 20 年 12 月 19 日

条例第 30 号

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関し、基本理念及び市の施策の基本となる事項を定め、市並びに市民、事業者、住民組織及び関係団体(以下「市民等」という。)の責務及び役割を明らかにすることにより、犯罪のない安全で安心なまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民、事業者及び本市を来訪する者が安全で安心して生活することができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「犯罪のない安全で安心なまちづくり」とは、市及び市民等による犯罪の防止のための活動、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備その他犯罪の防止のために必要な取組をいう。

2 この条例において「市民」とは、市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者及び市内において活動(事業活動を除く。)を行う個人をいう。

3 この条例において「事業者」とは、市内に事務所、事業所等を有し、事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

4 この条例において「住民組織」とは、自治会、町内会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

5 この条例において「関係団体」とは、市内において犯罪の防止を目的として組織された団体をいう。

6 この条例において「学校等」とは、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(大学を除く。)及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設をいう。

(基本理念)

第 3 条 犯罪のない安全で安心なまちづくりは、市及び市民等が自ら地域の安全を確保するという意識の下、それぞれの責務及び役割を果たしつつ相互に連携を図ることを基本として推進されなければならない。

2 犯罪のない安全で安心なまちづくりは、犯罪の実態を考慮して効果的に推進されなければならない。

3 犯罪のない安全で安心なまちづくりは、児童等(幼児、児童及び生徒をいう。以下同じ。)、高齢者及び障害者に配慮して推進されなければならない。

4 犯罪のない安全で安心なまちづくりは、関連するあらゆる分野における取組との連携の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市民等と協働して、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関し、市民等に必要な情報の提供、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

3 市は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策を実施するに当たっては、関係行政機関及び市民等との連絡調整を緊密に行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、犯罪のない安全で安心なまちづくりについて、理解を深め、及びこれを推進するよう努めるとともに、積極的に日常生活における安全の確保に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、犯罪のない安全で安心なまちづくりについて、理解を深め、及びこれを推進するよう努めるとともに、積極的に事業活動における安全の確保に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(住民組織及び関係団体の役割)

第7条 住民組織及び関係団体は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する活動を自主的に行うとともに、地域の実情に応じ、その地域で活動する団体と連携して、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 住民組織及び関係団体は、市が実施する犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第8条 市は、犯罪のない安全で安心なまちづくりを効果的に推進するため、市、市民等及び関係行政機関が相互に協力する体制の整備を行うものとする。

(児童等の安全の確保等)

第9条 市は、学校等及び市民等と協働して、児童等が通学、通園等に利用している道路、公園等における安全の確保に努めるものとする。

2 市は、学校等及び市民等と協働して、児童等が犯罪による被害を受けないようにするための教育の充実に努めるものとする。

(高齢者及び障害者の安全の確保)

第10条 市は、市民等と協働して、高齢者及び障害者が犯罪による被害を受けないようにするための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自主的な活動に対する支援)

第 11 条 市は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動を促進するため、必要な支援を行うものとする。

(犯罪被害者等への支援等)

第 12 条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、関係行政機関及び犯罪被害者等を支援する活動を行う団体と連携し、犯罪被害者等からの相談に応じるとともに、情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

(北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議)

第 13 条 第 8 条の規定に基づき、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進のため必要な事項について協議するため、北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(推進会議の組織)

第 14 条 推進会議は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 次に掲げる機関及び団体から選出された者

ア 関係団体及び関係行政機関

イ 住民組織の連合団体

ウ 市内の社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 109 条第 1 項に規定する市町村社会福祉協議会

エ 市内を地区とする商工会

オ 学校教育に関する団体

カ 交通安全に関する団体

(2) 公募に応募した者

(3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(推進会議の運営事項)

第 15 条 前条に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

資料 2 北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議規則

平成 20 年 12 月 19 日

規則第 36 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成 20 年北広島市条例第 30 号)第 14 条第 15 条の規定に基づき、北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 推進会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第 3 条 推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、推進会議の会議の議長となる。

3 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 4 条 前 2 条に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年規則第 11 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

資料3 北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議委員名簿

	氏 名	所 属 団 体	備 考
会 長	なか みち ひろし 中 道 廣	北広島市防犯協会連合会(会長)	
副会長	こ いけ たか し 小 池 隆 史	北広島市自治連合会(会長)	
	よし かわ よし ひろ 吉 川 芳 弘	札幌方面厚別警察署(北広島交番所長)	
	やま ね すすむ 山 根 劍	北広島市暴力追放運動推進協議会(会長)	
	かわ しま みつ ゆき 川 島 光 行	北広島市社会福祉協議会(会長)	
	し みず え み こ 清 水 恵美子	北広島商工会(女性部副部長)	
	やなぎ だ たく や 柳 田 草 哉	北広島小中学校校長会副会長(北の台小学校校長)	
	よし だ とし ふみ 吉 田 俊 文	北広島市幼稚園協会(大曲大谷幼稚園園長)	
	たか や けんいちろう 高 屋 健一郎	北広島市PTA連合会(会長)	
	なが しま ひろ こ 長 島 博 子	北広島市交通安全運動推進委員会(委員)	
	ほり まつ ゆき お 堀 松 幸 雄	北広島市老人クラブ連合会(会長)	
	いわ い ぶん べい 岩 井 文 平	市民公募委員	

資料 4 北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進委員会設置規程

(設置)

第1条 犯罪のない安全で安心なまちづくりを効果的に推進するため、北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画に関すること。
- (2) その他犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、市民環境部長をもって充てる。

3 副委員長は、市民課長をもって充てる。

4 委員は、別表に定める職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、推進委員会を統括し、推進委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民環境部市民課において行う。

(委任)

第7条 この訓令に定めるものほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成22年訓令第3号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年訓令第7号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年訓令第1号)抄

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年訓令第4号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年訓令第1号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

職名
環境課長
高齢者支援課長
子ども家庭課長
都市整備課長
土木事務所長
商工業振興課長
教育総務課長
学校教育課長

資料5 北広島市暴力団の排除の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等について定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保及び地域経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団の排除 市民生活及び事業活動に対する暴力団の介入を防止し、並びに市民生活及び事業活動に生じた暴力団の不当な影響を排除することをいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本とし、推進されなければならない。
2 暴力団の排除は、市、市民、事業者、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体の相互の連携及び協力の下に、社会全体で行わなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に対する理解を深め、自らこれに努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

(公共事業等に係る措置)

第7条 市は、その発注する建設工事その他の市の事務又は事業(次項において「公共事業等」という。)の執行により暴力団を利すこととならないよう、暴力団員

又は暴力団関係事業者(暴力団が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。次項において同じ。)について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公共事業等に係る契約の相手方に対し、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 4 項に規定する下請契約その他の当該公共事業等に係る契約に関連する契約の相手方から暴力団員又は暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(公の施設に係る措置)

第 8 条 市は、その設置する公の施設(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。)が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者に対する支援)

第 9 条 市は、市民及び事業者が暴力団の排除に関する活動に自主的に、かつ、相互に連携協力して取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(青少年の育成に携わる者に対する支援)

第 10 条 市は、警察その他の関係機関と連携を図り、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための指導又は助言が適切に行われるよう、青少年の育成に携わる者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(啓発活動)

第 11 条 市は、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む気運を醸成するため、広報その他の必要な啓発活動を行うものとする。

(暴力団の威力利用の禁止)

第 12 条 市民は、債権の回収、紛争の解決等に関し、暴力団員を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧することその他の暴力団の威力の利用をしてはならない。

(利益供与の禁止)

第 13 条 市民は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定したものに対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(個人情報の収集及び提供)

第 14 条 北広島市個人情報保護条例(平成 15 年北広島市条例第 4 号)第 2 条第 2 号に規定する実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図ることを目的として、必要かつ最小限の範囲内で個人情報(同条第 1 号に規定する個人情報をいう。以下

同じ。)を収集することができる。

2 実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるとときは、前項の規定により収集した個人情報を必要かつ最小限の範囲内で警察その他の関係機関へ提供し、当該個人情報に係る個人が暴力団員であるかどうかの確認をすることができる。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

資料6

用語集

用語集	説明
青色回転灯装着車	これまで緊急自動車等を除き、一般的な自動車に回転灯を装備することは法令等で禁止されていましたが、平成16年12月1日より、警察から「青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明」を受けた団体については、防犯パトロールに利用する自動車に青色回転灯を装備することが認められました。
空き巣ねらい	住民が留守の時に侵入する泥棒のことです。住宅を対象とした侵入盗の分類の一つで、住宅侵入の手口にはこのほかに、在宅時に侵入してくる「居空き」、「忍び込み」の3種類があります。
認知件数	警察において発生を認知した事件数
刑法犯	国内で発生した犯罪全体の総称です。 法務省では交通業過(交通違反など)を含みますが、警察庁では交通行過を含まない件数で取りまとめています。
凶悪犯	殺人、強盗、放火、強姦など
粗暴犯	凶器準備集合、傷害、暴行、脅迫、恐喝など
窃盗犯	日本の犯罪の中で最も多いもののひとつで、他人の所有物を正当ではない手法で手に入れる行為のことです。建物の中に侵入して盗む「侵入盗」と、街頭・路上などで行われる「非侵入盗」に分かれます。
知能犯	詐欺、横領、偽造、汚職など
風俗犯	賭博、わいせつなど
その他	上記以外の罪種(占有離脱物横領、住居侵入など)
街頭犯罪	道路、公園、駐車場、駅、その他の公共の場所において行われる強盗、傷害、恐喝、乗り物盗、車上狙い、ひったくり、自動販売機荒らしなど
初発型非行	非行の動機・手口が比較的単純で、初期的段階の非行といわれる万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領(放置自転車を無断で使用するなど)をいいます。
占有離脱物横領	遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領することを言う。遺失物等横領とも言う。
振り込め詐欺	かつては「オレオレ詐欺」、「架空請求詐欺」、「融資保証金詐欺」等とも呼ばれており、警察庁により統一名称として「振り込め詐欺」と呼ばれることになりました。 親族、警察官、弁護士などを装い、電話やはがき、文書等で相手を騙し、被害者に示談金、借金の返済、弁償金などの名目で、金銭を振り込ませて、騙し取る詐欺をいいます。
特殊詐欺	特殊詐欺とは、これまで被害の多かったオレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺等の「振り込め詐欺」に加え、平成24年から増加している金融商品等取引名目の詐欺、ギャンブル必勝法情報提供名目の詐欺、異性との交際あっせん名目の詐欺、それ以外の特殊詐欺の8類型を総称しています。
地域コミュニティ	日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとおして生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会です。
街路灯	犯罪等から市民の安全を守る目的で、市内の自治会が設置し、維持管理を行う照明のことです。

北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画

- 発行年月 平成32年4月
- 発 行 北広島市
- 編 集 北広島市市民環境部市民課

〒061-1192 北広島市中央4丁目2番地1
TEL.011-372-3311 FAX.011-372-6188